

令和8年度

事業計画書等

公益財団法人 日本農林漁業振興会

第1 事業計画

本会は、国民の農林水産業に対する認識と理解を深めるとともに、農林水産業者の技術及び経営の改善等を図り、これにより農林水産業及び農山漁村の振興発展に寄与することを目的とする顕彰普及事業及び啓発事業の二大事業を中心とした農林水産祭事業を実施する。

(基本方針)

本会が農林水産省と共催で実施する農林水産祭事業については、顕彰普及事業としての「優秀農林水産業者表彰及び農林水産祭式典」、啓発事業としての「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」(実りのフェスティバル)の二大事業を中心として、都道府県、農林水産関係団体・企業等の積極的な参加と協力を得て、引き続き国民的行事として実施する。

第65回を迎える令和8年度の事業は、以上の基本的な認識に立って、事務、事業の実施に当たっては一層の改善、合理化に努めつつ実施する。

農林水産祭事業

I 顕彰普及事業

1 優秀農林水産業者の選賞審査等

農林水産祭参加表彰行事における優秀事例及び優良なむらづくり事例について、次の順序で農林水産祭中央審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)等による審査を行い、農林水産業に係る優れた技術・経営等を選定する。

① 参加表彰行事の申請事務等

都道府県知事等から参加申込のあった農林水産祭参加表彰行事の承認及び農林水産大臣賞の交付申請事務等を行うほか、農林水産大臣賞を受賞した優秀な事例に係る選賞審査報告書を中央審査委員会に提出する。

② 中央審査委員会等の開催

ア 国立大学法人、独立行政法人等の学識経験者により構成される中央審査委員会総会(以下「総会」という。)を2回開催する。

イ 中央審査委員会は、過去1年間(令和7年7月から令和8年6月まで)における農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞を受賞した優秀な事例について、7分科会(経営(むらづくり分科会の所掌を除く。)、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、むらづくり)を設けて書類審査及び現地調査を実施し、7部門(農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営、むらづくり)の天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞と併せて、「女性の活躍」の内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞(以下「天皇杯等」という。)を選定し、総会において決定する。

ウ 必要に応じ中央審査委員会分科会主査等会議を開催する。

2 農林水産祭式典の開催

農林水産大臣をはじめ農林水産省幹部職員、天皇杯等受賞者、農林水産大臣賞受賞者、中央・地方農林水産関係者等の参列を得て、明治神宮会館において「農林水産祭式典」（以下「式典」という。）を開催する。

式典においては、収穫に感謝するとともに、中央審査委員会の選考を経て決定された優秀農林水産業者に対し、天皇杯等の授与を行う。

また、会場ロビーにおいて天皇杯等受賞者とその業績概要を写真とパネルで紹介するとともに、令和8年度（第65回）農林水産大臣賞受賞者氏名をパネルで展示し、紹介する。

3 優秀農林水産業者等に係るシンポジウムの開催

優秀農林水産業者の業績を顕彰し、業績の内容を広く普及することなどを目的として、シンポジウム（トップリーダー発表会）を都内及び地方において開催する。

4 天皇皇后両陛下への拝謁及び業績説明

天皇皇后両陛下に、第65回天皇杯受賞者から受賞のお礼言上とそれぞれの業績についてご説明する機会を宮内庁へ申請する。

5 その他、本会の目的を遂行するために必要な事業を行う。

Ⅱ 啓発事業

農林水産業と食に対する国民一般の理解の増進と農林水産物の消費拡大等に資するため、「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」（実りのフェスティバル）を都道府県、農林水産関係団体の参加を得て、サンシャインシティワールドインポートマートビル展示ホールA（豊島区東池袋）において開催する。

開会に先立ち皇室のご臨場を宮内庁へ申請する。

1 天皇杯等優秀農林水産業者の業績概要を紹介するとともに、農林水産業施策をテーマとする政府展示を行う。

2 都道府県の特産農林水産物の展示、販売、試飲・試食等を行い農林水産業の普及啓発に努めるとともに、都道府県で開発した独自の新技术や特徴ある農林水産物の展示・紹介を行う。

3 農林水産関係団体による時宜を得た展示、即売等を行うとともに、団体の業務を紹介し普及啓発に努める。

4 農林水産業に対する消費者の理解を深めるため、展示・体験等による啓発を行う。

5 農林水産物の収穫に対する喜びを分かち合うため、都道府県、農林水産関係団

体等の協力を得て、都内の福祉施設に対して農林水産物の贈呈を行う。

6 その他、本会の目的を遂行するために必要な事業を行う。

Ⅲ 農林水産祭事業の広報宣伝

報道機関、地方自治体、農林水産関係団体等の協力を得て、農林水産祭事業全般に係る広報宣伝に取り組む。

- 1 優秀農林水産業者の業績の普及を図るため、天皇杯等受賞者の業績に係る農林水産祭受賞者の業績及びシンポジウムの概要等を作成し、電子情報化の上、ホームページ等を活用して都道府県等に提供することにより、農林水産業の優れた業績の普及啓発に努める。
- 2 「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」(実りのフェスティバル)について、ホームページ、ポスター等による広報宣伝に積極的に取り組み来場者の拡大に努めるとともに、国産農林水産物の安全・安心について消費者との交流・理解の増進を図る。
- 3 「農林水産祭式典」及び「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」等の本会事業について、主に写真で紹介する「農林水産祭(クローズアップ)」を作成し、広く関係者に配布するとともにホームページに掲載し、農林水産祭事業の理解の増進に努める。

Ⅳ 諸会議の開催

農林水産祭事業の円滑な推進を図るため、次の会議を開催する。

- 1 農林水産祭実行委員会
- 2 農林水産祭担当者会議

(付属資料)

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	農林水産業及び農山漁村の振興発展のための表彰、普及及び消費者啓発	97.8

〔1〕事業の概要について

本会は、農林水産祭に関する事業を行い、全国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術及び経営の改善等を図り、これにより農林水産業及び農山漁村の振興発展に寄与することを目的として昭和37年に設立された。

同年6月、農林水産省は農林水産祭事業の基本的な枠組みである農林水産祭開催要綱（農林事務次官依命通達）を発出。同年11月、宮内庁を通じて本会に天皇杯が下賜され、本会と農林水産省との共催により同事業が開始された。事業の実施に当たっては、本会が主に毎年度の具体的な事業計画の企画・立案、実施を担当しており、農林水産省が主に本会に対する助成、関係省庁等との調整、都道府県等への指導・助言等を担当し、これらにより、統一かつ円滑な事業の実施を図ってきている。

農林水産祭事業は顕彰普及事業と啓発事業に大別できる。

1. 顕彰普及事業は、全国各地で開催される品評会等（農林水産祭参加表彰行事）において農林水産大臣賞が授与され、更にその受賞者の中から最も優れた者に天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞（以下「三賞」という。）が授与されるもので、この三賞受賞者の業績を都道府県等を通じて広く農林水産業者に普及するものである。
2. 啓発事業は、国、独立行政法人研究開発機関、都道府県、農林水産関係団体で開発した新技術、新品種の展示、新製品の試飲・試食、販売、食や農林漁業に関する学習・体験等を通じて農林水産業に対する消費者の理解の増進を図るものである。

〔2〕事業の内容

1. 顕彰普及事業

ア 本会は、農林水産祭行事に参加しようとする都道府県、団体に対し、具体的な手続き、様式（申請・報告）、留意事項等を示すとともに、農林水産祭参加申請及び農林水産大臣賞交付の申請をとりまとめ、農林水産省に協議・申請する一連の事務を行っている。

イ 農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営、むらづくりの7部門における三賞受賞者及び女性の活躍受賞者は、農林水産大臣賞を受賞した者を対象に、農林水産大臣が委嘱する農林水産祭中央審査委員会において、書類審査、現地調査を経て決定される。

ウ 毎年、勤労感謝の日の11月23日に開催する農林水産祭式典において、農林水産大臣賞受賞者をはじめ農林

水産省、都道府県、生産者団体、消費者団体等関係者の参列を得て、三賞をそれぞれ7部門及び女性の活躍に授与している。

エ 7個の天皇杯が宮内庁を通じて本会に下賜されている。

オ 三賞受賞者の業績は、冊子「農林水産祭受賞者の業績（技術と経営）」の配布（500部）及びPDFファイル化の上、ホームページに掲載し、都道府県、関係団体をはじめ広く農林水産業者に情報提供している。

カ 三賞受賞者の中から代表的な事例を選び、都道府県普及担当者及び農林水産祭中央審査委員会委員等の出席のもとシンポジウムを開催（一部次年度へ開催延期）し、優れた技術、経営のノウハウ、持続性、普及性を確保するための必要条件等を明らかにしている。

2. 啓発事業

本会は、毎年度、「実りのフェスティバル」（農林水産業啓発展及び地域農林水産展）を実施している。8年度（65回）は、農林水産業と食に対する国民一般の理解の増進と農林水産物の消費拡大等に資するため、11月13日及び14日の金・土の2日間、東京都豊島区の池袋サンシャインシティ内の展示ホール会場において天皇杯受賞者の業績展示、農林水産省による政府展示、都道府県による新技術・優良経営等の展示や特産農林水産物の展示即売、来場者参加による体験等を実施する予定である。

[3] 事業実施のための財源

国からの補助金、都道府県からの分担金、農林水産関係団体・経済界からの寄附金等を財源としている。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
19	本事業は、農山漁村における優良なむらづくりの事例を審査し、特に優れた事例について、天皇杯を頂点とする三賞を授与し、その組織形態、管理方法等を全国に広めるため、冊子「農林水産祭受賞者の業績(技術と経営)」の配布とPDFファイル化しホームページに掲載し公開するとともに、優れたむらづくりの事例と合わせてシンポジウムを開催している。このことが第19号の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する理由である。	
21	本事業は、農林水産業者の優れた技術・経営を審査し、特に優れた事例について、天皇杯を頂点とする三賞を授与し、その技術、経営方法等を全国に広めるため、冊子「農林水産祭受賞者の業績(技術と経営)」の配布とPDFファイル化しホームページに掲載し公開するとともに、優れたむらづくりの事例と合わせてシンポジウムを開催して、地域への普及定着につとめている。このことが第21号の「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当する理由である。	
01	本事業は、国、独立行政法人研究開発機関、都道府県、関係団体が開発した新技術、新品種の展示、新製品の試飲・試食、販売、稲作等の生産技術変遷の展示、木工・乗馬体験等のイベントの実施等を通じて、来場者との交流、アンケート調査の実施等による技術等への評価と新たなニーズ等の把握が行われている。このことが第1号の「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する理由である。	
22	本事業は、食の安全性評価の仕組や食品規格の基準等の国の制度をパネル展示やクイズ形式等でわかりやすく紹介するほか、新たに開発された製品を用いた料理紹介等も実施している。このことが第22号の「一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業」に該当する理由である。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(14) 表彰、コンクール	1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除) 3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めていないか。	1 本会の表彰事業は、農林水産業及び農山漁村の振興発展に寄与することを目的として行うことを定款で明記しているとともに、農林水産祭関係資料、本会ホームページなどにおいても明らかにしていることから不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていないことは明かである。 また、本会の表彰事業は、農林水産業の産業的発展と技術及び経営の改善意欲の高揚を図ることを目的として、農林水産祭開催要綱及び農林水産祭表彰要領の定めるところにより、公正かつ一貫した基準のもとに行われている。 2 選考は、全国各地で行われる品評会等(農林水産祭参加表彰行事)において、農林水産大臣賞を受賞した者を対象としている。次に三賞の選考審査は農林水産祭中央審査委員会において行われ、同委員会委員は農林水産大臣が委嘱する大学教授、独立行政法人開発機関関係者等学識経験者で構成されており、審査・選考の公正性が確保されている。 3 上記委員会には、必要に応じて専門委員を委嘱しており、専門的立場から審査を補完・補佐している。 4 三賞受賞者の氏名、受賞理由、業績等は、農林水産省及び本会ホームページに氏名、業績概要を掲載するとともに、地域農林水産展においてパネルにより紹介している。また、冊子「農林水産祭受賞者の業績(技術と経営)」に取りまとめ、普及指導、調査研究に供している。 5 三賞受賞者、受賞に関する団体等に対し、金銭的負担は一切求めていない。	
(9) 展示会、○○	1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	1 本会の啓発事業は、国民一般の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術及び経営の改善を図ることにより農林水産業及び農山漁	

<p>ショー</p>	<p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)/入場者を特定の利害関係者に限っていないか) (注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。 3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか)</p>	<p>村の振興発展に寄与することを目的として行うことを定款に明記しており、また、このことをホームページに掲載するほか、ポスター、チラシ等により明らかにしていることから、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていないことは明かである。 2 (1)地域農林水産展は、農林水産省との共催であることや入場料無料で開かれたものであることを本会及び農林水産省のホームページに掲載している。また、都内の主要駅及び電車内にポスターを掲示するとともに、都内各都道府県アンテナショップ、首都圏の農産物直販所及び「道の駅」等にチラシを配布し公表しており、入場者を特定の利害関係者に限定していない。 (2)地域農林水産展は、本事業の目的である農林水産業と食に対する国民の理解と認識を深めるため、国、独立行政法人研究開発機関、都道府県、農林水産関係団体の協力を得て開催しているものであり、その趣旨から逸れて特定の業界団体による製品の販売促進や共同宣伝を行っているものではない。 3 地域農林水産展の出展者は、農林水産省のほか農林水産祭開催の趣旨に賛同する都道府県、農林水産関係団体等、公的又は連合会的な組織であり、審査・選考を伴うものではない。なお、出展料、会場借料等の基本的経費は本会が負担し、出展者は出展物の搬入・搬出経費等を負担している。</p>
------------	--	--